

情報化社会における文化政策とメディア教育

赤上 裕幸・長崎 励朗

1. はじめに

近年、それぞれの文化に基づくソフト・パワー（ジョセフ・ナイ）の重要性がますます指摘されるようになった。これは、2008 - 2009 年にかけて、渡辺靖『アメリカン・センター』、松田武『戦後日本におけるアメリカのソフト・パワー』、フレデリック・マルテル『超大国アメリカの文化力』（いずれも岩波書店）など書籍出版が相次いでいることからわかる。また、麻生太郎首相が、2008 年の暮れに購入した七冊の中にも、しっかりと青木貞茂『文化の力』（NTT 出版）が含まれていた⁽¹⁾。しかし、文化政策が国民教化（啓蒙）を目的としたメディア政策として実行に移されてきたことにはあまり注目が集まらない。本研究では、まずは戦前・戦中の文化政策論の変遷について確認し（二節）、比較メディア論の観点から、文化映画（三節）、音楽教育（四節）について考察する。さらに第五節では、お招きした山口誠先生（関西大学）の講演についての感想を学生にお願いした。なお、文末には文化政策に関する文献リストを添付した。

2. 文化政策論の変遷

戦前・戦中の文化政策論については、永島茜がその変遷についてまとめている⁽²⁾。社会教育学者・宮原誠一は「文化政策の教育性」に着目し、その概念が「第一次大戦中に思想戦、宣伝戦といふ形をとって生み出された」ことを指摘している⁽³⁾。また、白戸健一郎君の調べによると、「文化統制」「文化政策」「文化行政」という国家の文化への干渉を意味する言葉が増加したのは、1940 年代であるという。

	文化政策	文化運動	文化行政	文化統制	国民文化	文化
1874-1912	1	1	25	0	0	1580
1912-1926	9	31	26	0	3	6113
1926-1936	6	23	62	18	6	2484
1937-1945	66	55	75	29	76	4172

1937年以降の「文化政策」という言葉をより詳細に見ると、1937:2、1938:5、1939:7、1940:5、1941:19、1942:14、1943:8、1944:1、1945:3となっている。なお、1941年にピークが来ているのは、1940年末に設置された大政翼賛会や情報局の活動が関係しているという（白戸調べ（読売新聞記事データベースより作成））。

それゆえ、これまで文化政策は、戦時動員体制の記憶とともに否定的なイメージで語られてきた。例えば、上野征洋は『文化政策』という名の狂気に直面していた」という表現を用い、松下圭一も、同様に文化政策が「ナチズムやスターリニズム等、現代独裁の強力な武器であったこと」に注意を喚起している⁽⁴⁾。

しかし、赤澤史朗は、大衆文化と国民教育が接近した1940年代を「一つの小さな啓蒙期」と位置づけているが、文化政策が国民教化（啓蒙）を目的としていたことにはやはり注目すべきであろう⁽⁵⁾。さらに、城戸幡太郎が1941年の段階で指摘しているように、文化政策自体が必ずしもイデオロギーと直結するわけではない。城戸は、次のように述べている。「文化政策の確立には、第一に政治の指導原理となるべき世界観が確立されねばならぬのであつて、アメリカの文化政策はデモクラシーによる、ソ連の文化政策はコミュニズムによる、イタリアの文化政策はファシズムによる、ドイツの文化政策は国民社会主義による、世界観によつて行はれてゐるのである。これらに対して日本の文化政策は、肇国の精神に基く独自の世界観によつて行はれねばならぬのである」⁽⁶⁾。

なお、宮原誠一も指摘しているとおり、文化政策は「対外文化政策」と「対内文化政策」に峻別することが可能である⁽⁷⁾。まず、「対外文化政策」に注目すると、外務省の三枝書記官は1931年に次のような講演を残している。三枝は、「世界が一つの国になり、「エッチ・ヂー・ウエルズ」の云ふ如く恰も倫敦から東京に旅行する事が、紐育から桑港に行くと同様とな」る世界を想像する。そしてこう述べる。「恐らく世界と云ふものは段々進歩して参りまして、自然に世界の文化が一全の文化に帰結することが有り得るかも知れない、其時に多数の文化財、多量の価値を寄与したと云ふことが国の地位を決定する唯一の標準になつて参ります」⁽⁸⁾。

この「文化立国策」は、そのまま現在の「ソフト・パワー」と読み替えることが可能であり、戦前からの共通性・連続性を改めて確認することができる。ちなみに、ここでH・G・ウェルズの引用が行われていることは興味深い。ウェルズについては、戦後の『文化史研究』創刊号の山田坂仁「新しき文化史のために」でも引用が見られるが、文化政策が基本的には「未来構想」を含む点には留意しておく必要がある。

次に「対内文化政策」という観点から、1938年の岩波書店発行の雑誌『教育』で組まれた「文化政策」の特集に注目してみる。その一部を列举してみると、以下のようなものになる。阿部真之助「宣伝・教育・輿論」、佐藤剛「情報と文化政策」、吉田鐵也「出版機構と文化統制」、飯塚友一「演劇政策の課題としての国民演劇について」、稲田達雄「文化映画政策について」、中島健蔵「文学作品をめぐる作家と読者」、新島繁「美術と民衆の生活」、一条重美「時局と音楽」、竹林熊彦「図書館と文化政策」、大羽昇一「文化政

策と博物館事業」、西本三十二「文化とラヂオ」⁽⁹⁾。後にこの特集については詳しく言及するが、ここに列挙した項目からも、文化政策とはメディア政策であり、文化政策論とは比較メディア論であるということがわかる。それゆえ、以下では、各人の研究関心と重なる映画、音楽、言語について考察していくことにする。

またコロキウムでは、井上義和先生（関西国際大学）にお話を伺うことができたが、井上先生の指摘した同時代の知的資源が有する潜在的可能性としての「日本主義的教養」は、文化政策の考察においても非常に参考となった（井上義和（2008）『日本主義と東京大学』柏書房）。

3. 映画教育と文化映画

文化映画についても、文化政策と同様に、否定的なイメージで語られることが少なくない。例えば、上野征洋は次のように述べる。「1933年1月に政権を掌握したヒトラーは、直ちに放送局の統合に着手し、‘文化映画（kulturfilm）’の名のもとにナチス色を前面に出した映像を次々と製作させては、教育や政治宣伝の全面で展開した」⁽¹⁰⁾。このように文化映画も戦争遂行のためのプロパガンダであったという見方は依然として根強いが、これは、悲惨な結果を知ったうえでそれを逆算して出発点にも適用するというもので、当時どのように文化映画が論じられていたかをまずは検討すべきであろう。

まず文化映画とは何か。政府では1934年に内務大臣を会長とする映画統制委員会が設置されるなど、「日本最初の文化立法」である映画法制定への動きが本格化していった。そして映画法（1939年）の最大の目玉こそ、第15条の「文化映画の強制上映」であった。文化映画は、「政治、教育、国防、学芸、産業、保険等に関し、国民精神の涵養又は国民智能の啓培に資するものにして劇映画にあらざるもの」（施行細則第35条）と規定され、具体的には娯楽と教育の両立が目指された。

これまでの研究では、藤井仁子が、その当時「文化映画とは何か」という問いが繰り返されてきた文化映画を「定義を確定しえないがゆえに無際限に語りつづけることのできる空虚な記号」と位置づけ、そのザインの不在に注目した。ただし、「空虚な記号」と言い切ってしまうことで、文化映画に対して人々が思い描いていた「期待」の考察が十分に行われていない⁽¹¹⁾。すでに触れたとおり、文化政策は「未来構想」を含む。だとすれば、当時どのような未来が描かれていたかをまずは考察する必要がある。

そして本論文では、文化映画が、活字文化の「次に来るもの」として捉えられていたことに注目する。例えば岩波茂雄が、「科学精神の高揚と科学知識の普及」という目的で岩波新書と文化映画が一致することを述べているように、活字と共通する映画のメディア特性については、さまざまな人が言及している⁽¹²⁾。さらに、文化映画の発展に貢献した内務省出身の松本学は、雑誌『文化映画』の創刊号で次のように述べている。「H・G・ウエルスの“Thing to Come”「次に来るもの」も決して荒唐無稽の夢物語ではなく

なる。今や、印刷文化の世界でもなく、亦、汽車汽船の時代とも云ひ難い。ラヂオ、映画、飛行機に無関心でゐて現在『文化』は語り得ない⁽¹³⁾。文化映画に対する「期待」が未来志向の構想であつたことは、その当時、ドキュメンタリー作家のバイブルとしてもてはやされたポール・ローサ『文化映画論』（第一芸文社、1938年、*Documentary Film*（1935年）の翻訳）の前作が『今日までの映画』であつたという事実注目することでもわかり易くなる。関野嘉雄は、その『今日までの映画』と『文化映画論』を比較して、「前者では過去の伝統に向けられていたローサの眼が、後者では将来の建設に向けられているという点で、著しい進展の跡は窺われる」という主張を行っている⁽¹⁴⁾。

では、文化映画によって具体的に目指された理想は何か。ここで改めて、文化政策という観点から映画メディアの役割を考察してみる。前述の雑誌『教育』（岩波書店発行）の「文化政策」の中で、放送教育を推進する西本三十二が、「文化は社会的統合の産物」と指摘し、次の二点を問題視した。すなわち、「知識階級と民衆との間に非常な文化的な間隙がある」ことと、「都市と農村との間に於ける文化的乖離」である⁽¹⁵⁾。この二点を仮に文化政策を遂行するための「縦糸」と「横糸」と捉えたと、映画メディアにおいて、知識層と民衆の乖離を埋める（「縦糸」）ことが期待されたものこそ文化映画であつた。

例えば、映画評論家の今村太平も雑誌『文化映画』の中で、次のように述べている。「映画による知識の共同化について全く無理解な連中が、たとへば、哲学者と女中の頭は違ふから、哲学者には哲学書を、女中には婦人雑誌を与へておけばいゝといふやうなことを平気で言つてをりますが、映画による知識の共同化こそは、彼等が絶対と考へてゐるやうな哲学者と女中の智能的差別をとり除いて行くものでなければなりません」⁽¹⁶⁾。

一方、都市と農村との間における文化的隔離をどう埋めるか（「横糸」）は、学校教育映画に期待がかかった。稲田は、映画館を病院とを比較して次のように述べる。「最近私は、都会には病院や開業医の立派なのが、むしろ多過ぎる位あるにも拘わらず、全国にはまだ医者のみない村、産婆のみない村が随分あるといふことをきいて、医学や医術の進歩をはかることも必要だが、医療施設を十分に普及せしめることは、より以上に重要だといふことをつくづく考へさせられた」⁽¹⁷⁾。当時はまだ映画館のない地域も多いなかで、その代役として期待されたのが小学校であつた。例えば、文部省が行つた1935年の調査では、全国の映画利用小学校のうち、学校教育のみに用いているのは1,296校（39.7%）、社会教育のみは25校（0.8%）、学校教育と社会教育併用が1,940校（59.9%）で過半数の学校が両方の目的で利用していたことがわかる⁽¹⁸⁾。また市町村、特に村に行くほど社会教育との併用も多いというデータも示されている⁽¹⁹⁾。

このように、文化政策の「縦糸」と「横糸」を統合するものとして、映画は期待され、文化映画も重要な役を担っていた。ただし、ここで混同してならないのは、文化映画についての「期待」（ゾレン）と実態（ザイン）は異なるということである。文化映画は「つまらない」という不満も続出したが、作品の質もさることながら、結局、娯楽本位

の観客と営利本位の業者からは厄介払いの対象となった。宮下俊彦は、次のように指摘している。「荒唐無稽なストーリーの飛躍と美男美女の熱演に酔はされた観客に、文化映画が退屈に感じられるのは当然なことである。従つて業者は文化映画を歓迎しない。法の許す範囲に於て、しぶへ最低限度に上映している。今尚舌足らずの一巻ものが横行するのはその為である」⁽²⁰⁾。

また古川隆久は、あくまで息抜きという社会的機能を持つ映画を前に、官僚ら学歴エリートが「映画を通じた国民の質の向上という主張」を含む「教養主義的映画統制にこだわり、挫折した」ことを考察している⁽²¹⁾。やはり活字文化の「次に来るもの」として映画が捉えられていたことが、結局、乗り越えるはずの活字の呪縛から逃れられずに戦時期における映画統制崩壊を招いたといえるのではないか。

4. 音楽に関する文化政策論の分裂

ここまでの議論でも明らかなように、文化政策は「娯楽」と「教育」（あるいは「教化」）という2つの要素を持っている。それらが時に協力し合い、また時には葛藤を抱えつつ併存するというダイナミズムを実感することこそが文化政策を研究する上での醍醐味である。戦中の音楽にまつわる文化政策を論じた研究もまた、流行歌という娯楽によるプロパガンダに注目している。例えば、第二次大戦中の音楽に関する文化政策を研究した戸ノ下達也の『音楽を動員せよ』（青弓社）は文化政策における戦中戦後の連続性を指摘することを意図したものであるが、これも当時の流行歌を娯楽によるプロパガンダとしてとらえている。

しかし、このような流れの中でクラシック音楽について触れられることは極端に少ない。このような偏りが生まれる原因はクラシックが持っている教養的価値にある。「音楽」と「教育」というキーワードを並べた時、本来真っ先に思い浮かぶのは、流行歌を利用したプロパガンダではなく、東京音楽大学等の学校におけるクラシック音楽についての知識の教授である。つまり、「音楽を教育する」という発想になってしまう。そしてそうでないものが流行歌という娯楽的要素によるプロパガンダとして扱われる。このような学校教育と社会教育の完全な分裂は、映画において起こらなかったことである。それは「映画を教育する」という言葉が違和感を持っているということからもわかる。むしろ映画は前述の内容からも分かる通り、最終的に学校教育に入り込もうとする欲望さえはらんでいた。

つまり、音楽においては以下のように分裂した図式が生まれるため、上で述べたような偏りが文化政策論にも生じてしまったと言える。しかし、佐藤卓己が2008年にテレビ的教養で「教育＝選抜＝教養」という定義を操作的に用いているように、選抜とほとんど無関係な音楽教育はむしろ社会教育と親和性が高いはずである。

<表 4-1 2つの音楽教育>

音楽を教育	音楽的知識を教える	クラシック	学校教育
音楽で教育	歌詞の内容によるプロパガンダ	流行歌	社会教育

このような分裂した捉え方は当時もなされていた。例えば文部省社会教育局に所属し、戦後最初の音楽指導要領を執筆した作曲家、諸井三郎は「音楽で教育する」と「音楽を教育する」という2つの方向性を意識的に区別し、今後の音楽教育の目標は後者であるべきだと繰り返し述べている。

しかし、戦後に目を向ければ、文化政策というよりは民衆運動の次元でこれらの分裂が克服された時期が確かに存在した。例えば、1949年に大阪で発足した音楽鑑賞組織「勤労者音楽協議会」通称「労音」は急速に勢力を拡大したが、少なくとも1953年頃までは純粋にクラシック音楽のみを対象としており、当時、クラシックによって一般大衆を動員することが十分に可能であったことを物語っている。この団体では1953年にショスターコヴィッチのオラトリオ「森の歌」が会員によって合唱されているが、このときの盛り上がりについて、『大阪労音十年史』を執筆した歴史家、朝尾直弘は以下のように述べている。

歴史的にみれば、それは伝統的な関西楽壇のアマチュアリズムの極限に咲いた花であった。それは、きわめてゆたかな、未知の問題を多くはらんでいたが、指導理念からいえば、大衆音楽運動指導の戦前的理念が生んだ、最高にして最後の花であったのではないか。(朝尾直弘(1962)『大阪労音十年史』、大阪勤労者音楽協議会、p.105-6)

戦前的な理念、すなわち大衆の娯楽による動員は、ここにおいてクラシックでも実現され得たのである。しかし、これが実現されえた期間は短い。なぜなら、クラシックが娯楽になり得るためには、人々が教養を強く求めているという前提条件が必要であったからだ。

このような状況の種明かしをするべく、当時、労音運動に関わっており、1950年代半ばの文化を「中間文化」と命名した加藤秀俊氏にお話を伺ったが、そこから分かったことは、クラシックが主に大学における教養文化として戦前戦中は存在したということ、そして戦後になってその教養が熱烈に求められた時期があったということである。文化政策論における上のような分裂を克服するためには、今後、意識的にクラシックというジャンルが娯乐的なものとして扱われた形跡を探ってみるべきだろう。それはおそらく戦後ほど大規模なものではなくとも、小規模なら（とくに大学生文化においては）戦前にもあったはずである。戦前における娯楽と教養の交わる場所を探してみることが音楽についてはまだまだ必要である。

5. 文化政策としての英語（教育学部4回生 松永智子）

2008年12月18日、関西大学社会学部の山口誠先生をお呼びし、ディスカッションを行った。メンバーはコロキウム参加者7人、議題は「文化政策としての英語」である。山口先生は『英語講座の誕生』（2001、講談社メチエ）で、1925年から1941年まで放送されたラジオ英語講座の変遷を明らかにされており、特に初期の英語講座を中心的に担当した英文学者・英語教育者の岡倉由三郎に関する研究は、言語政策としての「英語」、ナショナリズムと「英語」について議論する上で最も重要な文献の一つである。筆者の卒業論文のテーマであった *The Japan Times* 創刊者・頭本元貞の研究でも、先行研究として大いに参考にした。

そこで今回は、まず筆者が頭本研究について発表し問題意識を提示した後に、山口先生のご著書『英語講座の誕生』に関して質疑応答を行い、引き続き議論へと移った。岡倉が英語教育に持ち込んだのは、英語ではなく、「国語」をつぶさない「英文学」であったという山口先生の主張に対して、活発に意見が飛んだものである。先生は岡倉の言語思想や英語教育政策について資料を交えながら解説して下さったが、議論の中で岡倉と頭本、つまりラジオ講座と英字新聞の比較を行うことができた。本題であった「文化政策としての英語」に引き付けてまとめるならば、頭本が創刊した *The Japan Times* という英字新聞は、単一のメディアで、対内文化政策（英語教育）と対外文化政策（PR）という二つの側面をもっていたということが言える。教養、言語、ナショナリズム、プロパガンダなどのキーワードを軸に、英語とメディアについて議論する90分はあっという間に過ぎていった。

議論の最後で山口先生がおっしゃっていた、次の言葉が印象に残っている。「やはり私が知りたいのは、括弧付きの「英語」なんです。日本において「英語」がどのような社会的文脈の中で受容されてきたのか。」確かに、「英語」が誰に、どのように求められたのかをメディア史的にアプローチすることで、英語教育界で繰り返し論争されてきた教養対実用という二項対立を超えて議論することが可能になるだろう。ラジオや新聞などの英語メディアを分析すれば、教養としての「英語」、大衆文化としての「英語」など、「英語」の様々な輪郭が明らかになってくるはずである。更には、その背景にある英語国の対日文化政策及び日本の外国語教育政策という外在的・内在的要因にまで注意を向ける必要があるだろう。

「英語」について再考する機会と、筆者の頭本研究への示唆を与えてくださった山口先生に感謝している。

6. おわりに

本研究では、比較メディア論の観点から、戦前・戦中の文化政策論について考察を行っ

た。ただし、時間的制約もあり、また文献収集に思った以上に時間がかかったこともあり、比較検討の議論を深めることができなかった。本文でも触れたように、歴史的背景を探ると、戦前の音楽教育では「音楽を教育する（音楽的知識を教える＝学校教育）」が主流であり、一方の映画教育では「映画で教育する」が社会教育と学校教育の両方を意味した。このことから、メディア間での比較考察がより重要であることがわかる。今後の課題であり、来年度につなげていきたい。

注

- (1) 「年末年始ゆっくり読書？」『読売新聞』2008年12月28日朝刊
- (2) 永島茜（2003）「わが国における文化政策論の変遷」『文化経済学』第4巻第1号（通算第16号）
- (3) 宮原誠一（1943）『文化政策論稿』新経済社、序2頁
- (4) 上野征洋『『文化政策』への道のり』上野征洋（編）（2002）『文化政策を学ぶ人のために』世界思想社、4頁。松下圭一・森啓（編）（1981）『文化行政』学陽書房、8頁
- (5) 赤澤史朗（1994）「戦中・戦後文化論」朝尾直弘ら（編）『岩波講座・日本通史（第19巻近代4）』岩波書店、284頁
- (6) 城戸幡太郎（1941）「文化政策」新日本文化技術研究会（編）『生活と文化技術』白水社、211-212頁
- (7) 宮原、前掲書、10頁
- (8) 外務省文化事業部（1931）「対外文化政策に就て（三枝書記官講演）7月
- (9) 「特輯 文化政策」『教育』（岩波書店）1938年10月（第6巻第10号）
- (10) 上野、前掲書、4頁
- (11) 藤井仁子（2001）「文化する映画」『映像学』第66号
- (12) 「文化映画一家言 岩波茂雄の巻」『文化映画』1939年第2巻第7号
- (13) 松本学（1938）「本邦国民文化の上より見たる文化映画」『文化映画』第1巻第1号
- (14) 関野嘉雄（1940）「『今日までの映画』と明日の映画（一）」『文化映画研究』2月号
- (15) 西本三十二（1938）「文化とラヂオ」『教育』第6巻第10号、132頁
- (16) 今村太平「文化映画における科学と技術の問題」『文化映画』1941年、第1巻3号
- (17) 稲田達雄（1938）「文化映画政策について」『教育』第6巻第10号、87頁
- (18) 文部省社会教育局（1937）『教育映画研究資料第十五輯 小学校・中等諸学校に於ける映画利用状況』。全国の映画利用小学校は3,261校（被調査学校総数（20,937）の15.6%）。
- (19) 文部省社会教育局（1942）『教育映画研究資料第二十輯 映画教育実施状況調査』。
- (20) 宮下俊彦（1941）「文化映画への教育者的関心」『教育』第9巻第8号、70頁
- (21) 古川隆久（2003）『戦時下の日本映画』吉川弘文館、232 - 233頁

文化政策に関する文献リスト
文化政策全般

赤澤史朗	1994	『戦中・戦後文化論』朝尾直弘ら(編)『岩波講座・日本通史(第19巻近代4)』	岩波書店
赤澤史朗・北河賢三(編)	1993	『文化とファシズム』	日本経済評論社
赤澤史朗ら(編)	1997	『総力戦・ファシズムと現代史(年報 日本現代史)』	現代史料出版
赤澤史朗ら(編)	2001	『戦時下の宣伝と文化(年報 日本現代史)』	現代史料出版
青木貞茂	2008	『文化の力』	NTT出版
ピーター・パーク	2008	『文化史とは何か』	法政大学出版局
グラーフ・デュークハイム	1941	『独逸の文化政策』	目黒書店
外務省調査部第二課	1939	『ナチスドイツの教育政策、文化政策、社会政策』	外務省調査部第二課
後藤和子(編)	2001	『文化政策学』	有斐閣
東又清	1943	『イタリアの文化政策』	文松堂
藤田結子	2008	『文化移民 越境する日本の若者とメディア』	新曜社
池上淳・端信行(編)	2003	『文化政策学の展開』	泉洋書房
柏熊達生	1942	『ファシズムの文化政策』	イタリア友の会
城戸幡太郎	1939	『生活技術と教育文化』	万里閣
北河賢三	2000	『戦後の出発 文化運動・青年団・戦争未亡人』	青木書店
北河賢三(編)	2000	『資料集 総力戦と文化 大政翼賛会文化部と翼賛運動(第1・2巻)』	大月書房
国立国会図書館調査立法参考局	1950	『教育を中心とする諸外国の文化政策』	
近藤春雄	1940	『文化政策論』	三笠書房
孫田秀春編	1945	『文化・教育厚生政策論 I』『日本国家科学体系 第11巻』	実業之日本社
松田武	2008	『戦後日本におけるアメリカのソフト・パワー』	岩波書店
松本潤一郎	1943	『戦時社会文化』	積善館
松本潤一郎	1943	『文化政策の基準』	中央大学文化科学原理研究会
松本潤一郎	1945	『戦時文化政策論』	文松堂出版
松下圭一・森啓(編)	1981	『文化行政』	学陽書房
三木清	1940	『文化政策論』『三木清全集 第14巻』	岩波書店
南博+社会心理研究所	1987	『大正文化 1905-1927』	勤草書房
南博+社会心理研究所	1987	『昭和文芸 1925-1945』	勤草書房
宮原誠一	1943	『文化政策論稿』	新経済社
永島茜	2003	『わが国における文化政策論の変遷』	『文化経済学』第4巻1号(通算16号)
J・ナイ(山岡洋一訳)	2004	『ソフト・パワー 21世紀国際政治を制する見えざる力』	日本経済新聞社
中村彌三次	1940	『文化行政法』『新法學全集 第8巻 行政法5』	日本評論社
新野敏一	1942	『文化政策と文化運動』	扶桑閣
大林宗嗣	1944	『共榮圏民族の厚生文化政策』	東洋経済新報社
大久保純一郎	1943	『文化統制の研究』	東洋書館
斎藤秀夫	1941	『ナチス・ドイツの文化統制』	日本評論社
櫻本富雄	1993	『文化人たちの大東亜戦争』	青木書店
佐藤広美	1997	『総力戦体制と教育科学』	大月書店
マティアス・シュローベ	1941	『仏蘭西の対外文化政策』	富山房
竹内洋・中農昌三(編)	1979	『転換期の文化』	創元社

津金澤曉廣 (編)	1996	『近代日本のメディア・イベント』	同文館
津金澤曉廣・有山輝雄 (編)	1998	『戦時期日本のメディア・イベント』	世界思想社
上野征洋 (編)	2002	『文化政策を学ぶ人のために』	世界思想社
瓜生忠夫	1968	『マス・コミ産業』	法政大学出版会
山本浩	1942	『独逸の文化政策』	新興垂出版部
吉見俊哉	1994	『メディア時代の文化社会学』	新曜社
吉見俊哉	2003	『カルチュラル・ターン 文化の政治学へ』	人文書院

映画教育に関する文化政策

阿部彰	1983	『戦後地方教育制度成立過程の研究』	風間書房
阿部彰	1992	『人間形成と学習環境に関する映画史料情報集成』	風間書房
ピーター・B・ハーイ	1995	『帝国の銀幕』	名古屋大学出版会
古川隆久	2003	『戦時下の日本映画』	吉川弘文館
稲田達雄	1962	『映画教育運動30年 その記録と回想』	日本映画教育協会
加藤厚子	2003	『総動員体制と映画』	新曜社
牧野守	2003	『日本映画検閲史』	現代書館
財団法人日本映画協会	1978	『視聴覚教育のあゆみ』	日本映画教育協会
田中純一郎	1979	『日本教育映画発達史』	蝸牛社
土屋由香	2004	『アメリカ対日占領軍『CIE映画』』 『愛媛法学会雑誌』	愛媛大学法学会、第31巻第1・2合併号
通商産業省編	1959	『わが国映画産業の現状と諸問題』	映画産業白書
	1986	『講座日本映画4 戦争と日本映画』	岩波書店

音楽に関する文化政策

堀内敬三	1977	『音楽五十年史』	講談社
戸之下達也・長木誠司編	2008	『総力戦と音楽文化』	青弓社
戸之下達也	2008	『音楽を動員せよ』	青弓社
鶴見俊輔	1984	『戦後日本の大衆文化史』	岩波書店
渡辺裕・増田聡	2005	『クラシック音楽の政治学』	青弓社

言語に関する文化政策

ビエール・ブルデュー	1993	『話すということー言語的交換のエコノミー』	藤原書店
L-J・カルヴェ	2000	『言語政策とは何か』	白水社文庫クセジュ
F・クルマス	1987	『言語と国家ー言語計画ならびに言語政策の研究』	岩波書店
J&Lミルロイ	1988	ことばの権力ー規範主義と標準語についての研究	南雲堂
三浦信孝・糟谷啓介編	2000	『言語帝国主義とは何か』	藤原書店
酒井直樹	1996	死産される日本語・日本人	新曜社
酒井直樹	1997	『日本思想という問題』	岩波書店
田中克彦	1975	『国家語をこえて』	筑摩書房
田中克彦	1981	ことばと国家	岩波書店
イ・ヨンスク	1996	『国語』という思想	岩波書店